

平成 29 年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針

平成 28 年 8 月 2 日
内閣総理大臣決定

1. 平成 29 年度の体制整備及び人件費予算の配分の方針

平成 29 年度においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も見据え、テロ対策、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、治安・海上保安の基盤強化、税関・出入国管理・検疫（C I Q）の体制整備等に取り組むとともに、外交実施体制の整備、東日本大震災からの復興への対応や、これらの取組の基盤となる各府省の情報システムのセキュリティ確保など、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）に掲げられた内閣の重要政策に係る取組を推進する体制を重点的に整備する。

そのため、平成 29 年度の国家公務員の人件費予算の配分については、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）等を踏まえ、「給与制度の総合的見直し」等を着実に進めるとともに、業務改革を徹底し、既存体制を厳しく見直すことにより、人件費の総額の増加を抑制しつつ、各府省における所要の体制整備が確実に進められるよう配慮する。

その際、国家公務員の給与改定に関する取扱い方針を踏まえるとともに、内閣人事局による機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定（指定職については号俸の格付。以下同じ。）についての各府省からの要求の審査結果を適切に反映する。

2. 各府省の要求等について

1. の方針を踏まえ、国家公務員の給与改定、各府省からの機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求については、具体的には、以下により行う。なお、各府省は、人件費予算の所要額については、平成 29 年度予算の概算要求基準に従って、要求を行う。

（1）給与改定について

国家公務員の給与改定については、引き続き、毎年の人事院におけ

る検討を踏まえ、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立ち、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を行った上で、その取扱いを決定する。

また、平成 26 年の一般職の職員の給与に関する法律等の改正に基づき、地域間・世代間の適正な給与配分等の実現を図る観点からの「給与制度の総合的見直し」を着実に推進する。

(2) 機構及び定員について

各府省は、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）に従い、次に掲げる方針に沿って、機構及び定員について所要の要求を行う。

- ① 国の行政機関の機構管理については、既存機構の合理的再編成により対処することを基本とし、各府省は、既存機構の廃止要求と併せて新設要求を行う。
- ② 外交実施体制の整備に当たっては、在外公館等における人材について、外国語能力の確保・向上等に努めることを前提に、明確な成果指標を踏まえて既存の公館について必要な見直しを行い、必要性が高まっている地域に資源を重点的に配分する等既存組織の見直しを併せて行うことにより、総合的外交力を高める体制を構築する。
- ③ 定員については、新設されたサイバーセキュリティ・情報化審議官等を中心に、「経済財政運営と改革の基本方針 2016」や「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）等に基づき、ICT の活用などによる業務改革の取組を徹底し、定員合理化、新規増員の抑制に取り組む。

定員合理化については、内閣人事局長通知に基づき、所要の要求を行う。

既存業務の増大への対応は各府省内の定員の再配置により対処するとともに、新たな行政課題についても、できるだけ再配置による対処に努め、新規増員の抑制を図る。

新規増員の要求については、前段の取組により極力絞り込み、1. に掲げる内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化することとし、東日本大震災からの復興関連など時限のもの、上記の業務改革に係るもの及び新設組織に係るものを除き、前年度要求数と同数以下となるよう、厳しく抑制する。

- ④ 国家公務員の仕事と育児の両立支援等のための定員措置について、各府省における積極的な活用を促すとともに、その活用状況や、各府省における産前・産後休暇等の取得実態等を踏まえて必要な措置を行うなど、働き方改革を後押しする取組を推進する。

- ⑤ 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）を踏まえた国の機関の移転については、機能確保、組織肥大化の抑制、働き方改革等の視点を踏まえつつ、我が国の地方創生に資するよう取組を進める。

(3) 級別定数の設定及び改定について

各府省は、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」に基づくほか、次に掲げる方針に従って、級別定数の設定及び改定について所要の要求を行う。

- ① 新規の機構の新設改廃及び定員の増減員に伴い必要となる級別定数の設定及び改定については、定員の合理化も含めた(2)に基づく機構及び定員の整備を効果的に支え、組織構造としてバランスのとれたものとなるよう、これらの要求と一体的・整合的な要求を行う。また、時々のニーズに応じて機動的な対応を要するものについては、時限や見直し期限を活用した要求を行う。
- ② 既存の指定職の号俸及び本省管理職相当職以上の級別定数の切上げ要求については、職務の複雑、困難及び責任の度合いがそれに相応しいものとなっているのか十分に精査し、その数を厳しく抑制する。他の職員についても、職員の年齢構成の変化やそれに伴う職務の変化等を十分に精査した上で要求を行う。

なお、特定の行政分野においては、総合的・戦略的な意思決定を幹部職員が迅速に行えるよう高度専門人材がスタッフとして支える体制を一層強力に構築することが必要となっていることも念頭に置くこととする。

3. 要求期限等

機構及び定員並びに級別定数の設定及び改定の要求に当たっては、8 月末日の期限を厳守する。

なお、やむを得ない事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記に従って行うものとする。